

# 兵庫県公報

令和3年3月12日 金曜日 第189号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出（同）	4
○ 令和4年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（高齢政策課）	4
○ 氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部決定（自然環境課）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更（同）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	8
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	9
○ 平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	9
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（東播磨県民局）	16
<b>公 告</b>	
○ 令和2年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	16
○ 令和2年度兵庫県科学賞表彰（同）	17
○ 令和2年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	17
○ 令和2年度兵庫県社会賞表彰（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	18
<b>病院局公告</b>	
○ プロポーザル当選者等の公示（県立尼崎総合医療センター）	19
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示（県立教育研修所）	19

## 告 示

### 兵庫県告示第230号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	異常快樂 さかりのついた犬たち	新東宝映画
同	ロード・オブ・カオス (原題) LORDS OF CHAOS	AMGエンタテインメント



**兵庫県告示第231号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションでいご	伊丹市鴻池2-14-5 コメットマンション鴻池A508号	令和3年1月18日
みさこ皮フ科クリニック	三木市平田119-2	同 月1日
かけはし訪問看護ステーション	高砂市荒井町千鳥2-20-29	同
ごりら薬局	同 市荒井町東本町21-4	令和3年2月1日
訪問看護ステーションスマイルラボ川西	川西市平野2-13-6 角丸SOHO102	同
かがわクリニック	加西市北条町西高室595-11	令和3年1月1日
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	同
山本医院	神崎郡神河町福本562-1	同
訪問看護ステーション縁	赤穂郡上郡町山野里2718-6	令和2年12月1日



**兵庫県告示第232号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容

訪問看護ステーションありまこうげん宝塚	宝塚市逆瀬川1-13-27 トヨタビル202	開設者名称
藤原医院	川西市栄町11-3 パルティK2北棟1階	名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
朝比奈外科	伊丹市稲野町3-13
阪神調剤薬局小野店	小野市天神町字南堂946-2
かがわクリニック	加西市北条町西高室595-11
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
掛龍調剤薬局	たつの市新宮町千本1984-1
山本医院	神崎郡神河町福本562-1

兵庫県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
metoo芦屋	芦屋市打出町6-4	株式会社nomanne	芦屋市打出町6-4	令和3年1月1日
小規模多機能型居宅介護施設さきやま苑	丹波市市島町上竹田98-3	一般社団法人前山	丹波市市島町上竹田98-3	同年2月1日

兵庫県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
レオ・ケアステーション加古川南	加古川市尾上町今福346-1 むくもりの家加古川南	株式会社レオ・ソリューションズ	神戸市西区池上2-20-1	所在地
J A たじま和田山介護センター	朝来市和田山町枚田922-1	たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550-1	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
朝比奈外科	伊丹市稲野町3-13	朝比奈 勝	伊丹市稲野町6-58-3



兵庫県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
川井利之	かわい整体	芦屋市翠ヶ丘町10-1-202	令和3年2月1日
木村宏章	—	伊丹市伊丹1-10-7-309	同年1月19日
西本国芳	くによし鍼灸整骨院	同市野間8-1-5 あぜりあサンハイツ1F (108)	同月29日
浅田憲一郎	—	川西市東多田1-25-14	同月1日
栗本敬大	SERVE鍼灸院	同市美園町5-14 江友マンション303号	同
芦田勇大	ゆう鍼灸接骨院	丹波市氷上町常楽737-9	令和3年1月28日



兵庫県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更の届出があった。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

名称等の変更の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更内容
宮本恭江	高砂市荒井町小松原5-4-14	はりきゅう接骨院 cocoLab.	加古川市加古川町中津578-1 アローフィールドビル1階	勤務先施術所



兵庫県告示第237号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和4年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目
推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和4年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人及び県内の専修学校高等課程を令和4年3月卒業見込みの人のうち技能連携制度により高等学校卒業資格が付与される見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人	令和3年10月28日(木) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和3年11月27日(土) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和4年1月23日(日) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和4年3月12日(土) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和3年4月30日(金)から令和4年3月3日(木)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和3年10月1日(金)から同月14日(木)まで
一般(第1回)	令和3年10月29日(金)から同年11月18日(木)まで
一般(第2回)	令和3年12月17日(金)から令和4年1月13日(木)まで
一般(第3回)	令和4年2月10日(木)から同年3月3日(木)まで

(3) 提出先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

電話 (078) 361-4001

兵庫県告示第238号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、この公園事業の区域を示した図面は、兵庫県庁、但馬県民局及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

(公園事業とする施設の名称) (位置)  
善滝園地 兵庫県美方郡香美町（善滝）

兵庫県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	丹波篠山市古市字南道ノ上135番1から 同 市古市字南道ノ上146番1まで	旧	11.0から 19.0まで	92.0	
		新	11.0から 16.0まで	92.0	

兵庫県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 477号	川西市東畦野字長尾3番1から 同 市東畦野字長尾3番1まで	旧	8.0から 13.0まで	10.0	
		新	13.0から 16.0まで	10.0	

兵庫県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月12日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	豊岡市下宮字地蔵195番3から 同 市下宮字別才101番5まで	旧	10.0から 19.0まで	95.0	
		新	11.0から 19.0まで	97.0	



**兵庫県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山京丹波線	丹波篠山市細工所字松ヶ鼻482番8から 同 市向井字西下河原647番まで	旧	10.0から 15.0まで	32.0	
		新	13.0から 15.0まで	32.0	



**兵庫県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町市原字白地833番1から 同 市中川原町市原字白地833番1まで	旧	7.0から 14.0まで	23.0	
		新	10.0から 14.0まで	23.0	



**兵庫県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 250号	姫路市大塩町字宮之本451番3から 同市大塩町字中町292番24まで	旧	7.0から 8.0まで	72.0	
		新	7.0から 8.0まで 7.0から 28.0まで	72.0 72.0	一部 予定地



**兵庫県告示第245号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
由良	養父市		大屋町由良	奥山 城山 正垣 藤尾	110番、111番の一部、112番1の一部、110番から112番1に至る地先の水路敷の一部 157番1の一部、157番2の一部、158番1の一部、158番2、159番の一部、160番の一部、161番、162番、163番2の一部 172番の一部、173番1の一部、176番1の一部、176番2の一部、152番1から170番に至る地先の水路敷の一部 178番から180番までの各一部、181番、182番1の一部、182番2の一部、183番の一部、184番から186番まで、187番から189番までの各一部、190番、191番の一部、192番の一部、217番の一部、218番の一部、222番から224番までの各一部、250番の一部、252番の一部



**兵庫県告示第246号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名 称	都市計画の種 類	都市計画の名 称
神戸市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	浜甲子園団地地区計画
西宮市	阪神間都市計画地区計画	
同 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
尼崎市	阪神間都市計画生産緑地地区	
伊丹市	阪神間都市計画生産緑地地区	
宝塚市	阪神間都市計画生産緑地地区	
川西市	阪神間都市計画生産緑地地区	

兵庫県告示第247号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、JR西宮駅南西地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称  
JR西宮駅南西地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和元年11月から令和10年4月まで
- 3 施行地区  
西宮市池田町の一部
- 4 事務所の所在地  
西宮市六湛寺町1番12号
- 5 組合設立認可の年月日  
令和元年11月8日
- 6 事業計画変更認可の年月日  
令和3年3月2日

兵庫県告示第248号

平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
上野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上野字へら町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

上戸田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
津万地区 条例別表第3の3 の項	西脇市津万字ウスバの全部並びに字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフカタ及び字大堂の各全部並びに字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内垣、字的場、字下五反田、字上五反田、字五万田、字馬渡り、字庵戸、字宮京寺、字大前田、字東乞田及び字西乞田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大垣内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字トデの各全部並びに字丁田、字滝ノ下、字高町及び字ハリ田の各一部並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び字大垣内裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
寺内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字カイチ、字大垣内裏、字出口、字中田、字田フチ、字カナニロ、字ホコラ、字上畑、字池尻、字上及び字天神ノ芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
西嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ下、字中添及び字ノテの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
蒲江地区 条例別表第3の3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大根、字蒲池東、字イハノ元、字西ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
坂本地区 条例別表第3の3 の項	西脇市坂本字谷川向、字上中野、字谷川尻、字北茶屋、字町池、字戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、字西之野及び字坂谷口の各一部並びに寺内字田フチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大野字戎田、字木戸口、字南及び字仮安の全部並びに字センサマ、字山本、字永長、字栗坪、字池下、字邑中、字タヨカイチ、字大谷、字片山、字逆サマ及び字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

	八ヶ山の各一部並びに坂本字野手ノ下の一部で別図に示す区域		
郷瀬地区 条例別表第3の3 の項	西脇市郷瀬町字村内及び字大歳西の各全部並びに字神田、字境手ノ上、字大歳坪、字井詰、字西ノ岸、字角ノ前及び字旗頭の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
富田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富田町字善南寺坪及び字堂前の各全部並びに字犬ノ堂、字善南寺東、字田之垣、字上高井、字下高井、字志竹之上、字坪ノ内及び字村内の各一部、西田町字森ノ本、字塚之本及び字土堤之上の各一部並びに日野町字犬ノ堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (令和3年3月12日)
	西脇市郷瀬町字犬ノ堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
日野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市日野町字高芝、字ウワタ、字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字西カイチ、字南カイチ、字中カイチ、字北カイチ、字浦山及び字一ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部並びに富吉南町字蒲之元の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
富吉南地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉南町字池ノ下及び字山之下の各全部並びに字東川、字堂ノ元、字沖田、字蒲之元、字高芝、字土居之元、字中道、字山田、字池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及び字南山の各一部並びに富吉上町字大橋及び字イヤノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
富吉上地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉上町字堂ノ後の全部並びに字大橋、字南カイチ、字東垣内、字イヤノ上、字西門、字八幡、字ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、字北山、字カヤ林及び字平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
前島地区 条例別表第3の3 の項	西脇市前島町字前川原、字村中、字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ元、字岸之東、字上川原及び字西川原の各一部、富吉上町字西門の一部、西田町字東門、字大年前、字北ノ手、字上り戸及び字上川原の各一部、市原町字清水の一部並びに大木町字水落の一部で別図	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

	に示す区域		
西田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西田町字村中及び字高井の各全部並びに字クヌキ、字若宮、字カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、字名草、字東門、字上り戸及び字川端の各一部並びに富田町字上高井及び字下高井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
西田地区 条例別表第3の5 の項	西脇市西田町字井ノ辺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成28年3月11日
市原地区 条例別表第3の3 の項	西脇市市原町字南ケ市の全部並びに字石ケ坪、字清水、字下河原、字長畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字池ノ下、字北ケ市、字沼、字川端、字山之下、字東ケ市、字下町、字上町、字村之内、字長畑ノ上、字東谷及び字南内の各一部並びに大木町字徳部新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
市原地区 条例別表第3の5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成28年3月11日
大木地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部並びに字ヨコテ、字札ノ元、字西角、字清水田、字山ノ下、字水落、字蔵之元、字ナシノキ、字若宮ノ元、字郡新田、字徳部新田及び字一ツ林の各一部並びに野中町字国影、字芝添及び字下川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
野中地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、字坂ノ下、字ハゼノ木、字土ドイ、字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ上、字草木、字中丁田、字後丁田、字上石、字北垣内、字小山及び字小屋辻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
羽安地区 条例別表第3の3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部並びに字堂ノ前、字筋違、字横長、字下河原、字森ノ下、字トイツメ、字山ノ下、字水田、字中曾根及び字道ノ上の各一部並びに野中町字前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成22年10月29日)
	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及び字水田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	

	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ前、字筋違、字横長、字森ノ下、字山ノ下及び字水田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
羽安地区 条例別表第3の5の項	西脇市羽安町字中曽根及び字大嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第3の3の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字花立、字観音堂、字屋形、字小口、字山添、字広畑、字ヌエノ、字中川原、字寺ノ垣内及び字平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (平成30年1月9日)
	西脇市高松町字荒子の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
高松地区 条例別表第3の5の項	西脇市高松町字南境及び字荒子の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成30年1月9日
板波地区 条例別表第3の3の項	西脇市板波町字札之辻、字上中田及び字下中田の各全部並びに字宮ノ後、字川原坪、字蔵ノ元、字舟戸、字三高、字高瀬、字西池町、字段ノ下、字北垣内、字中垣内、字宮ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、字段ノ上、字尾狭、字大林及び字二ツ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
平野地区 条例別表第3の3の項	西脇市平野町字土井下の全部並びに字井口、字山ノ下、字中田、字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、字宮下及び字ユリ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
谷地区 条例別表第3の3の項	西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、字若栄、字前田、字垣内、字西山ノ下、字北山、字墓所ヶ谷及び字東柴草山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
野村地区 条例別表第3の3の項	西脇市野村町字奥野、字笹野及び字中ノ多和の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
比延地区 条例別表第3の3の項	西脇市比延町字前田、字村中、字大道ノ東、字上町、字下町、字西川原、字山ノ口、字和田、字下古野、字口古野、字茶山及び字山原の各一部並びに鹿野町字北垣内、字大蔵、字池ノ内及び字新開の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)

比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市比延町字西川原の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上比延町字寺ノ東、字東前 田、字前田出口、字前田出口ノ西、 字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、 字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷 道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ 石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字 北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、 字大年坪、字池ノ尻、字越水、字 南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ 東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久 後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛 り、字中通り、字池町下、字友右 衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、 字丸山、字伊勢山、字前田、字北 垣内及び字池ノ南の各一部並び に比延町字岡ノ山根の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
上比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
鹿野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全 部並びに字宮ノ前、字辻、字蔵ノ 垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ 垣内、字五明、字明神、字山ノ神、 字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、 字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、 字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜 谷及び字六ノ坪の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
鹿野地区 条例別表第3の5 の項	西脇市鹿野町字辻、字西川原、字 蔵ノ垣内、字五土砂及び字六ノ坪 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の3 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀 メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字 ウツロクチの各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の5 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部及 び鹿野町字ウツロウ山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
高嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高 町、字山添及び字明神の各一部並 びに鹿野町字中ノ垣内の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

堀地区 条例別表第3の3 の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字城府、字峠、字上西河原及び字下西河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の5 の項	西脇市堀町字東河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
落方地区 条例別表第3の3 の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチノ上、字岡本、字西垣内、字加正谷及び字今ドヒの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
明楽寺地区 条例別表第3の3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字下中尾、字岡本、字流田、字芝添、字カウロギ、字タコカ、字大谷、字野尻、字茶屋町、字荒井口、字寺田、字目ケ向、字大門、字北谷及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字瓜植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村中、字佃、字大門、字オノ神、字北門、字中ノ池及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (令和2年3月17日)
	西脇市水尾町字オノ神及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成28年3月11日
水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図に示す区域	都市計画法施行条例別表第3の8の項に規定する地域資源の有効な利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字北浦、字大根、字早稲田、字出口、字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ内の各一部、落方町字ハノキ及び字五百戸の各一部並びに上王子町字流レ田及び字小丸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河及び字山根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

合山区 条例別表第3の3の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字藤原及び字奥田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、字中野上、字笹原、字笹尾、字ダケ山、字菖蒲谷及び字桧尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5の項	西脇市出会町字木谷山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各一部並びに平野町字米山及び字平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日



**兵庫県告示第249号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和3年3月12日

東播磨県民局長 伊藤 裕 文

- 1 指定する土地等の所在地  
明石市明石公園389番1の一部
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
公園
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
兵庫県東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木97番地1	伊藤 裕 文

- 4 指定する理由  
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

**公 告**

**令和2年度兵庫県文化賞表彰**

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、令和2年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 市野年成（本名：市野治行）
- (2) 住 所 丹波篠山市
- (3) 功績内容 丹波焼を代表する作家として伝統的な様々な技法を生かし現代的で洗練された白丹波の作品を創作するとともに現代陶芸の魅力発信と後進の指導育成に努めるなど美術の振興に尽くした。

- 2 (1) 氏名 栗田明子  
(2) 住所 芦屋市  
(3) 功績内容 著作権輸出の先駆者として兵庫県ゆかりの作家の作品をはじめ多彩な文学作品の世界各国での出版を先導し日本文学の魅力発信と普及発展に努めるなど文化の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏名 田島征彦  
(2) 住所 淡路市  
(3) 功績内容 日本を代表する絵本作家として染色技法を生かした独自の作風で数多くの絵本を創作するとともに淡路島を舞台とした作品を通じて地域の魅力発信に努めるなど文化の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏名 坪内稔典  
(2) 住所 大阪府  
(3) 功績内容 俳句研究の第一人者として言葉と表現の大切さを探求するとともに柿衛文庫理事長として俳諧塾「也雲軒」の再興や「伊丹一句の日」の創設を通じて俳句の魅力に触れる機会を創出するなど文学の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏名 時里二郎  
(2) 住所 加西市  
(3) 功績内容 現代詩の第一人者としてしなやかな言葉と精巧な文体で独自の作品を創作するとともに兵庫県現代詩協会会長等の要職を歴任し現代詩の普及と後進の指導育成に努めるなど文学の振興に尽くした。



#### 令和2年度兵庫県科学賞表彰

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、令和2年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 櫻井秀明  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 大型ガスエンジン開発を先導する技術者として世界最高の発電効率を実現した「グリーンガスをエンジン」を開発しエネルギーの有効活用と環境負荷の低減に貢献するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。
- 2 (1) 氏名 城宜嗣  
(2) 住所 姫路市  
(3) 功績内容 生物無機化学の第一人者として生物生存に不可欠な鉄の生体内での構造と機能を分子レベルから細胞・個体レベルまで一体的に解明するとともに理学研究者の指導育成に努めるなど科学技術の発展に尽くした。
- 3 (1) 氏名 濱田博司  
(2) 住所 大阪府  
(3) 功績内容 発生生物学の第一人者として生物の左右非対称性が生じる機構を世界で初めて解明するとともに理化学研究所多細胞システム形成研究センター長等として次世代の医療に貢献する革新的な研究を推進するなど科学技術の発展に尽くした。
- 4 (1) 氏名 林祥剛  
(2) 住所 西宮市  
(3) 功績内容 基礎医学研究の第一人者として国内外でウイルスを遺伝子レベルで解析し感染症の解明に貢献するとともにインドネシアで新興・再興感染症に関する国際共同研究拠点を構築し人類の安全安心確保に寄与するなど医学の発展に尽くした。



#### 令和2年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、令和2年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 井川弘光
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県卓球協会会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに次世代を担う若手選手の全国大会や国際大会を県内に誘致し成功に導くなどスポーツの振興に尽くした。
- 2 (1) 氏名 尾山基
- (2) 住所 芦屋市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県体育協会副会長としてグローバルな知見をもって県民の競技力向上と健康増進に努めるとともに国内外のスポーツ産業の発展に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏名 平川和文
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたりひょうごジュニアスポーツアカデミー実行委員長等の要職を歴任し国際大会で活躍するアスリートの育成に努めるとともに本県児童生徒の体力・運動能力の向上に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。



**令和2年度兵庫県社会賞表彰**

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和2年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 小林公正
- (2) 住所 朝来市
- (3) 功績内容 永年にわたり全国私立保育園連盟会長や兵庫県保育協会会長等の要職を歴任し保育事業の振興と発展に尽力するとともに幼保連携による福祉人材の確保や地域の子育て支援の充実に努めるなど県民福祉の向上に尽くした。
- 2 (1) 氏名 安岡秀美
- (2) 住所 洲本市
- (3) 功績内容 永年にわたり朗読奉仕活動の先駆者として卓越した朗読技法で視聴覚障害者に寄り添った活動展開とボランティアの技量向上に尽力するとともにデイジー淡路代表としてデジタル録音図書の普及に努めるなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 3 (1) 氏名 兵庫県人権教育研究協議会
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県人権教育研究大会中央大会の開催など人権教育の研究・実践活動を展開し県民の人権意識の醸成に尽力するとともに多様な地域団体と連携した活動を通じて人権文化の創造に努めるなど豊かな地域社会づくりに尽くした。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市北野中宇下長田397番42、397番80  
同市中広字島田川原142番18、142番41
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市白国一丁目123番18号  
株式会社児玉地所 代表取締役 児玉尚三

- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和3年2月12日  
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-16-2号(2赤穂)

病 院 局 公 告

プロポーザル当選者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの当選者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月12日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

- 1 調達内容  
 兵庫県立尼崎総合医療センター清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課  
 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 当選者を決定した日  
 令和3年2月16日
- 4 当選者の名称及び住所  
 株式会社誠和管財  
 尼崎市東難波町4丁目11番33号
- 5 当選者を選定した手続
  - (1) 審査方法  
 「兵庫県立尼崎総合医療センター清掃業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において、委員会が策定した審査基準に基づき審査
  - (2) 審査結果  
 要求仕様を満足し、かつ優れた提案を行った株式会社誠和管財を当選者に選定
- 6 プロポーザルの公告をした日  
 令和3年1月22日

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月12日

契約担当者  
 兵庫県立教育研修所長 小 山 智 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 教育情報ネットワーク通信回線調達業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
 兵庫県立教育研修所 加東市山国2006-107
- 3 落札者を決定した日  
 令和3年2月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
 NTTビジネスソリューションズ株式会社 大阪市西区阿波座2丁目1番11号
- 5 落札金額  
 1,007,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和2年12月25日